

○内閣府令第 号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第二十九号）の施行に伴い、並びに同令附則第二条第一項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条第二項第二号及び第十六条の七第二項第二号イ、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十二条第二項第二号及び第十三条の三第二項第二号イ並びに協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第四条第二項第二号及び第五条の六第二項第二号イの規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(休日の承認等)

第十五条 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げるものとする。

一 本店（外国銀行支店にあつては、法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店）

二 災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に關する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所（前号に掲げるものを除く。）

2 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する営業所を設置する際に当該営業所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第五条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

改正前

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第五条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

3・4 「略」

5 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 略」

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十条の三 令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十条の四 外国銀行支店は、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等(令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該外国銀行

2・3 「同上」

4 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 同上」

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十条の三 令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十条の四 外国銀行支店は、当該外国銀行支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の親金融機関等(令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該外国銀行支店、当該外

支店、当該外国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 略〕

〔2・3 略〕

(休日の承認の審査等)

第三十二条の二 従たる外国銀行支店において、指定休日以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、第十五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

2 〔略〕

(外国銀行代理銀行の密接関係者)

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行が銀行である場合にあつては、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。）とし、当該外国銀行代理銀行が外国銀行

国銀行支店に係る外国銀行、当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 同上〕

〔2・3 同上〕

(休日の承認の審査等)

第三十二条の二 従たる外国銀行支店において、指定休日以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、第十五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

2 〔同上〕

(外国銀行代理銀行の密接関係者)

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行が銀行である場合にあつては、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。）とし、当該外国銀行代理銀行が外国銀行

支店である場合にあっては、当該外国銀行支店の特殊関係者（令第九条第一項の規定により読み替えられた法第十三条の二に規定する特殊関係者をいい、当該外国銀行支店に係る外国銀行の子会社を除く。）とする。

（特定銀行代理業者の休日の承認等）

第三十四条の五十四の二 令第十六条の七第二項第二号イに規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一 主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二 災害その他の事象が発生した場合における特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）の危機管理に関する事務その他の特定銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）
イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理す

支店である場合にあっては、当該外国銀行支店の特殊関係者（令第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二に規定する特殊関係者をいい、当該外国銀行支店に係る外国銀行の子会社を除く。）とする。

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十六条の七第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>る制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。</p> <p>二 令第十六条の七第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。</p> <p>4・5 「略」</p> <p>6 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p>
	<p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。</p> <p>3・4 「同上」</p> <p>5 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p>

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(休日の承認等)

第二百二十八条 令第十二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事務所は、次に掲げるものとする。

一 主たる事務所

二 災害その他の事象が発生した場合における金庫の危機管理に関する事務その他の金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。）

2 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第十二条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

改正前

(休日の承認の申請等)

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十二条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

3・4 「略」

5 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 略」

(特定信用金庫代理業者の休日の承認等)

第六十条の二 令第十三条の三第二項第二号イに規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一 主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二 災害その他の事象が発生した場合における特定信用金庫代理業者の危機管理に関する事務その他の特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

2・3 「同上」

4 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 同上」

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十三条の三第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第十三条の三第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 「略」

二 当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4・5 「略」

6 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「略」

二 当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その

2 「同上」

一 「同上」

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3・4 「同上」

5 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「同上」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称

他の連絡先	、所在地及び電話番号その他の連絡先
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(休日の承認等)

第六十五条 令第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事務所は、次に掲げるものとする。

一 主たる事務所

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等の危機管理に関する事務その他の信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。）

2 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第四条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

改正前

(休日の承認の申請等)

第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第四条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

35 「略」

6 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〜三 略」

(特定信用協同組合代理業者の休日の承認等)

第百条の二 令第五条の六第二項第二号イに規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一 主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二 災害その他の事象が発生した場合における特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の危機管理に関する事務その他の特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

2 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又

24 「同上」

5 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〜三 同上」

(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等)

第百条の二 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 「略」

二 当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4・5 「略」

6 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に掲げる場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「略」

2 「同上」

一 「同上」

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3・4 「同上」

5 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による休日の承認を受けたとき、又は同号ロの規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に掲げる場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 「同上」

<p>二 当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定信用協同組合 代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話 番号その他の連絡先</p>	<p>二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所 又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務 所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する内閣府令で定める営業所)

2 銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十五条第一項各号に掲げるものとする。